

障害者虐待防止のための指針

NPO 法人福祉サポートセンターさわか愛知

第 1 条 目的

本指針は、障害者虐待防止法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他関係法令に基づき、利用者の人権を擁護し、虐待の発生及び再発を防止することを目的とする。

当事業所は、利用者一人ひとりの人格及び尊厳を尊重し、安心して居宅介護サービスを利用できる環境を整備する。

第 2 条 虐待防止に関する基本的な考え方

当事業所は、利用者に対する虐待を禁止するとともに、虐待につながる可能性のある不適切な支援についても、その発生を防止するために取り組む。虐待とは、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置（ネグレクト）、経済的虐待等をいう。

また、虐待に該当するか判断が難しい事例や、利用者の尊厳を損なう不適切な言動についても、職員間で共有し、早期発見及び改善につなげる。

第 3 条 虐待の定義

1 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

例：叩く、殴る、蹴る、強く引っ張る、押さえつける、必要性のない身体的拘束を行う、無理やり食事や水分を摂取させる

2 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

例：不必要に身体に触れる、性的な言動を繰り返す、利用者の尊厳を損なう性的な発言をする

3 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例：怒鳴る、威圧する、「何もできない」など人格を否定する発言をする、無視する、侮辱する、本人の意思を無視して支援を行う

4 放棄・放置（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他必要な支援を著しく怠ること。

例：必要な介助を意図的に行わない、水分・食事・排泄等の必要な支援を怠る、利用者の異変を把握しているにもかかわらず放置する

5 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

例：利用者の金銭を無断で使用する、預金・財産等を無断で管理する、金品を要求する、利用者の買い物等に便乗して不当な利益を得る

第 4 条 虐待防止委員会

1. 当事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、虐待防止委員会を設置する。
2. 虐待防止委員会は、管理者、虐待防止担当者その他必要な職員で構成する。
3. 虐待防止委員会は、原則として年 1 回以上開催するものとし、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、必要に応じて随時開催する。
4. 虐待防止委員会では、次の事項について検討する。
 - 虐待防止のための体制整備
 - 虐待及び不適切な支援に関する事例の検討
 - 再発防止策の検討
 - 職員研修の内容及び実施状況
 - 職員が相談しやすい環境づくり
 - 職場環境や勤務体制等の改善
5. 虐待防止委員会で検討した内容は、必要に応じて職員に周知する。

6. 虐待防止委員会の開催内容及び検討結果について記録を作成し、適切に保存する。

第5条 虐待防止担当者

1. 当事業所は、虐待防止に関する取組を適切に実施するため、虐待防止担当者を置く。
2. 虐待防止担当者は、次の業務を行う。
 - 虐待防止に関する職員への周知
 - 虐待及び虐待が疑われる事案の相談受付
 - 虐待防止委員会の運営
 - 職員研修の企画及び実施
 - 虐待及び不適切な支援に関する記録の管理
 - 関係機関との連絡調整
3. 虐待防止担当者は、原則として事業所の管理者とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、別の職員を担当者として定めることができる。

第6条 職員研修

1. 当事業所は、虐待防止に関する職員研修を定期的に実施する。
2. 研修は、原則として年1回以上実施するものとし、新規採用職員については、可能な限り採用時に虐待防止に関する研修を実施する。
3. 研修内容には、次の事項を含むものとする。
 - 障害者虐待防止法等の関係法令
 - 虐待の種類及び具体例
 - 虐待の早期発見
 - 不適切な支援の防止
 - 利用者の人権及び尊厳の尊重
 - 意思決定支援
 - 身体拘束等の適正化
 - 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応
 - 職員自身のストレスや負担への対処
4. 研修を実施した場合は、実施日、参加者、研修内容等を記録する。

第7条 虐待の早期発見

1. 職員は、利用者の身体、精神状態、生活状況等について注意深く観察し、虐待又は虐待が疑われる状況を早期に発見するよう努める。
2. 次のような状況を把握した場合は、虐待の可能性を考慮し、速やかに管理者又は虐待防止担当者へ報告する。
 - 不自然な外傷やあざがある
 - 利用者が特定の職員を極端に怖がる
 - 急激な精神状態の変化がある
 - 金銭や所持品に関する不自然な変化がある
 - 家族等による不適切な対応が疑われる
 - 職員による不適切な言動が確認された
3. 虐待に該当するか明確でない場合であっても、「虐待かもしれない」「不適切な支援かもしれない」と感じた段階で相談・報告することを基本とする。

第8条 虐待等が発生した場合の対応

1. 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した職員は、速やかに管理者又は虐待防止担当者へ報告する。
2. 管理者等は、利用者の安全確保を最優先とし、必要な措置を講じる。
3. 事案の内容に応じて、市町村、都道府県その他関係機関へ速やかに相談・通報・報告を行う。

4. 虐待を行った職員本人からの報告である場合も含め、事実確認を適切に行う。
5. 虐待を受けた利用者及びその家族等に対して、必要な支援を行う。
6. 事案について記録を作成し、虐待防止委員会において発生原因、背景及び再発防止策を検討する。
7. 虐待又は虐待が疑われる事案について報告・相談した職員に対し、報告したことを理由として不利益な取扱いを行わない。

第 9 条 居宅介護における虐待防止

居宅介護は、職員が利用者の自宅等に訪問してサービスを提供するという特性があることから、職員と利用者が密室的な環境にならないよう、次の事項に留意する。

- ・ サービス提供責任者等による定期的な状況確認を行う。
- ・ 利用者及び家族からの相談・苦情を把握する。
- ・ サービス提供記録等を適切に確認する。
- ・ 必要に応じて複数職員による訪問や同行訪問を行う。
- ・ 職員が一人で問題を抱え込まないよう、相談・報告体制を整える。
- ・ 利用者本人の意思及び希望を尊重する。
- ・ 家族等による虐待が疑われる場合についても、適切に関係機関へ相談・通報する。
- ・ 職員の過重労働、強いストレス、孤立等が虐待につながらないよう、職場環境の改善に努める。

第 10 条 身体拘束等の適正化

当事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
また、身体拘束等の適正化については、別に定める指針及び事業所の運用に基づき適切に対応する。

第 11 条 利用者等への説明及び相談体制

当事業所は、利用者及び家族等が虐待について相談しやすい環境を整備する。

相談や苦情を受けた場合は、利用者の権利及び利益を守ることを最優先として、迅速かつ適切に対応する。

第 12 条 守秘義務

職員は、虐待又は虐待が疑われる事案への対応において知り得た利用者及び家族等の個人情報、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。ただし、利用者の安全確保及び虐待防止のために、法令等に基づき関係機関へ情報提供を行う場合はこの限りではない。

第 13 条 記録の保存

虐待防止委員会の議事録、研修記録、虐待又は虐待が疑われる事案に関する記録その他虐待防止に関する記録については、関係法令及び事業所の文書管理規程に基づき適切に保存する。

なお、指定居宅介護に係るサービス提供等の記録については、関係基準に基づき適切に保存する。

第 14 条 再発防止

虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、その原因及び背景を分析し、必要な再発防止策を講じる。

再発防止策を実施した後は、その効果について検証し、必要に応じて改善を行う。

第 15 条 職員の責務

職員は、利用者の人権及び尊厳を尊重し、利用者本位の支援を行う。

また、虐待を発生させないため、自らの支援方法を振り返るとともに、困難な事例や支援上の悩みについては、一人で抱え込まず、管理者、サービス提供責任者、虐待防止担当者等に相談する。

附則

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。